

土地区画整理事務所からのお知らせ

土地区画整理法第76条の申請について

土地区画整理事業中において、建築物や工作物の新築・改築・増築する建築行為等を行う場合は、土地区画整理法第76条に基づき許可を受けなければならないとされています。

特に、**従前地での建築行為等**については、土地区画整理事業の進捗に影響を及ぼすことがありますので、**事前に当事務所へお問い合わせください。**

自己所有地の適正な管理のお願い

近年、「隣地の草が伸びて虫が飛んでくる」や「空地の草が伸び放題だ。草を刈ってほしい」などといった要望を寄せられます。

使用収益開始後の土地は、当事務所では関与できませんので、土地利用をされていない空地の状態を土地を所有されている方は、適正な管理をお願いいたします。

なお、当事務所で管理している土地に関しては、年に2～3回の頻度で草刈の業務委託を実施しております。

土地所有者等に変更があった場合

相続や土地の所有権移転登記などにより所有者等が変更（異動）した場合は、当事務所までご連絡ください。

また、借地権等の権利（所有権以外の未登記の権利）を有し又は有することになった場合は、申告することになっておりますので、当事務所までお問い合わせください。

水道施設(給水装置)の廃止について

建物解体の際に、給水管の廃止証明を千葉県千葉水道事務所千葉西支所へ提出していただいておりますが、廃止の手続きを申請する際に、**給水管の撤去依頼の申請**もあわせてお願いします。

これは、現道部分の水道本管を撤去している中で、当事務所が千葉水道事務所へ給水管の撤去を依頼する必要がありますので、ご協力をお願いします。

また、相続・売買等により給水装置の所有者が変更されていない事例がありますので、**所有者の変更手続き**をお願いします。

電柱の設置(建柱)について

仮換地先での建築が進んでおりますが、皆様が生ずる上で必要な電気供給のための電柱設置(建柱)について**同意が得られない状況が生じております。**

電柱は、皆様が生ずるために必要な施設となりますので、東京電力から電柱設置の相談があった際には、ご協力をお願いいたします。

なお、平成28年度に東京電力から示された「電柱の建柱計画(マスタープラン)」を当事務所ホームページに掲載しておりますので、建築計画を立てる際にご確認ください。

【問い合わせ先】

東京電力 カスタマーセンター千葉 0120-99-5552

<http://www.city.chiba.jp/toshi/toshi/shigaichi/higashimakuhari/denchu-plan.html>

電柱の建柱計画
(マスタープラン)
下記QRコードから
ご参照ください



東幕張土地区画整理事業 まちづくりニュース



千葉開府 900年

千の葉に 時を刻んで 900年

No. 32
千葉市



千葉県都市局都市部

東幕張土地区画整理事務所

〒262-0032

千葉県花見川区幕張町4丁目4番地1

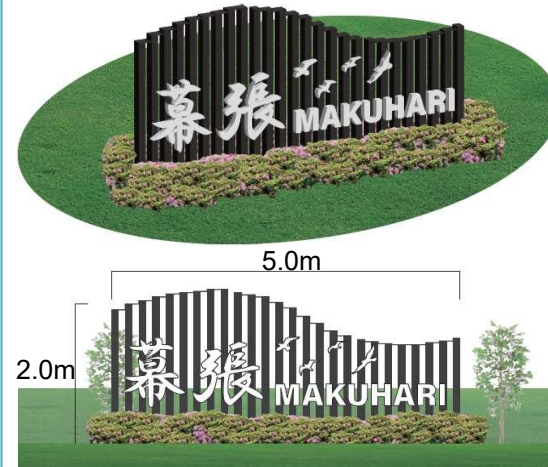
TEL : 043-276-0456 / FAX : 043-276-1977

Mail : higashimakuhari.URU@city.chiba.lg.jp

令和7年7月31日

駅前広場(交通島)の整備イメージ

※ デザインが変更となる可能性があります。






※交通島の整備は、令和7年度中の着工を目指しております。

【モニュメント案】

古くから街の原形として残る旧街道である「房州往還」の線形と、かつてこの地から望むことができた「波の形」をイメージしたデザインとし、この地に由来する歴史の深い地名を残し、古くから親しまれている「幕張」の名称をモニュメントのデザインに取り入れる予定です。

令和7年度整備予定箇所図

	過年度整備済み箇所
	令和7年度整備予定箇所
	令和7年度建物移転予定箇所

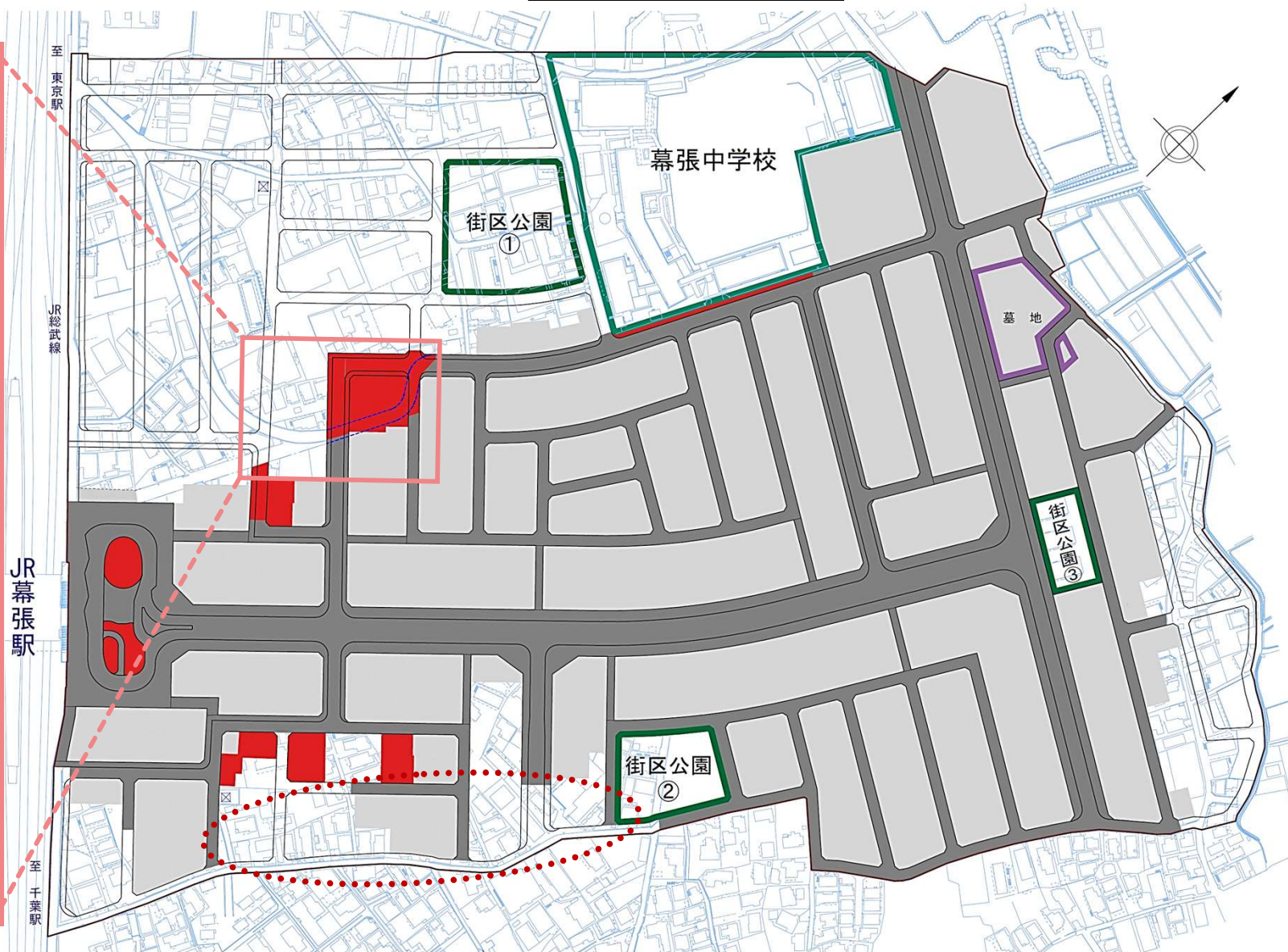
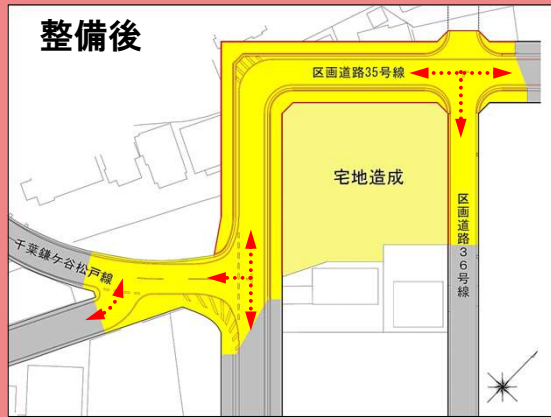
【令和7年度の整備予定】	
・建物移転	4 戸
・道路築造工事	164 m
・駅前広場(交通島)工事	900 m ²
・宅地造成工事	2,840 m ²

道路の形態が変わります

整備前



整備後



道路の迂回・通行止めが必要な場合は、自治会を通じてお知らせいたします